

発議案第3号

米国・イスラエルおよびイランに対して即時の軍事行為停止と  
ホルムズ海峡の航行安全確保、国際法に基づく平和的解決を  
求める意見書

上記の議案を地方自治法第112条及び焼津市議会会議規則第14条の規定によ  
り、別紙のとおり提出します。

令和8年3月19日提出

焼津市議会議長 村松幸昌 様

提出者

焼津市議会議員	四之宮 慎一	焼津市議会議員	河合 一也
同	鈴木 まゆみ	同	石田 江利子
同	井出 哲哉	同	村松 幸昌
同	藤岡 雅哉	同	川島 要
同	村田 正春	同	杉田 源太郎
同	原崎 洋一	同	岡田 光正
同	吉田 昇一	同	秋山 博子
同	奥川 清孝	同	池谷 和正
同	内田 修司	同	鈴木 浩己
同	増井 好典	同	深田 ゆり子

米国・イスラエルおよびイランに対して即時の軍事行為停止と  
ホルムズ海峡の航行安全確保、国際法に基づく平和的解決を求める意見書

米国とイスラエルは2月28日にイランへの大規模攻撃を開始し、学校を含む民間施設にも被害が及び、多数の市民が犠牲となっている。これに対し、イランも応戦を強めており、連鎖的な武力行使は中東全体の緊張を急速に高め、罪のない多くの人々を危険にさらしている。

国連および国際社会からは、敵対行為の即時停止と交渉再開を求める声が上がっている一方、イランは報復としてホルムズ海峡の封鎖姿勢を示し、海上交通の安全に重大な影響が生じている。ホルムズ海峡は世界の原油輸送の要衝であり、日本の原油輸入の大部分が通過することから、封鎖は我が国のエネルギー安全保障に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

イランの核開発は容認できないものの、米国とイランは国際査察の受け入れを含む外交交渉を進めていた最中での先制攻撃であり、国際法違反の懸念がある。いかなる理由があろうとも、武力による解決はさらなる悲劇を生み、真の安定にはつながらない。当市は「平和都市焼津宣言」に基づき、再び戦争の惨禍を起こさない立場を明確にしており、民間人を巻き込む武力行使を容認することはできない。

よって、焼津市議会は日本政府に対し、次の事項を強く求める。

- 1 米国・イスラエルおよびイランに対して、国際法に従った即時の軍事行為停止と、平和的解決に向けた交渉への早期復帰を働きかけること。
- 2 ホルムズ海峡の封鎖による国際物流および我が国のエネルギー供給への影響を踏まえ、国際社会と協調しつつ、外交的手段により航行の自由と海上交通の安全確保を強化すること。
- 3 中東地域の緊張緩和に向け、全ての関係国との対話を重視し、国際法と国連憲章の原則に基づく平和外交を積極的に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月 日  
焼津市議会

衆議院議長様  
参議院議長様  
内閣総理大臣様  
外務大臣様